

平成28年洞爺湖町教育委員会第3回定例会会議録

日 時	平成28年7月22日（金） 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教 育 長 遠 藤 秀 男 委 員 岩 原 義 美 委 員 吉 田 聡 委 員 来 栖 由 喜 委 員 岡 本 里 佳
欠席委員	
説明員	管理課長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄
会議録調整者	管理課主幹 佐 藤 融
傍聴者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	遠藤教育長 開会を宣言する。（13:30）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	遠藤教育長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	遠藤教育長 3／27 洞爺湖町合併10周年記念式典（洞爺湖文化センター） 3／28 町議会3月第2回会議（議場） 3／30 洞爺高等学校教職員辞令交付式（教育長室） 3／31 小中退職教員辞令交付式（教育長室） 4／ 1 教育委員会職員辞令交付式（教育委員会事務室） 4／ 4 教職員辞令交付式（防災研修ホール） 4／ 7 虻田小、温泉小、とうや小、虻田中、洞爺中入学式 （各校体育館） 4／ 8 虻田高等学校入学式（虻高体育館） 4／11 胆振管内教育長会議（むろらん広域センタービル） 4／12 定例校長会（役場会議室） 4／19 全国学力・学習状況調査（各小中学校）

	4 / 2 0	とうや文化協会通常総会（洞爺ふれ愛センター）
	4 / 2 1	定例教頭会（役場会議室）
	4 / 2 3	洞爺国際交流協会 2 0 1 6 総会（洞爺総合センター）
	4 / 2 7	町教育研究会総会研修会（温泉小） 第 1 回公立高等学校配置地域別検討協議会西胆振学区 （むろらん広域センタービル）
	5 / 9	定例校長会（役場会議室）
	5 / 1 0	洞爺ふるさと交流センターオープニングセレモニー （洞爺総合センター） 町文化財運営審議会（洞爺総合センター）
	5 / 1 2	町 P T A 連合会総会（山水ホテル）
	5 / 1 4	洞爺湖マラソン前夜祭（洞爺湖文化センター）
	5 / 1 5	洞爺湖マラソン（洞爺湖畔）
	5 / 1 6	町議会 5 月会議（議場）
	5 / 1 7	教育長退任式（防災研修ホール）
	5 / 1 8	教育委員協議会（役場会議室）
	5 / 2 1	虻田中体育祭（虻中グラウンド）、洞爺中運動会（洞中グラウンド）
	5 / 2 5	定例教頭会（役場会議室） コンプライアンス確立会議（むろらん広域センタービル） 時間外縮減推進会議（むろらん広域センタービル） 胆振管内教育委員会連絡協議会総会 （むろらん広域センタービル）
	5 / 2 7	町教育支援委員会・連携協議会（防災研修ホール）
	5 / 3 0	洞爺湖町民生委員推薦会（役場会議室）
	5 / 3 1	町スポーツ推進委員会議（役場会議室）
	6 / 1	特別支援教育連携協議会専門部会（あぶたふれ合いセンター） 町社会教育委員会議（役場会議室）
	6 / 2	町体育協会総会（あぶたふれ合いセンター）
	6 / 5	温泉小・桜ヶ丘保育所合同運動会（温小グラウンド）
	6 / 9	定例校長会（役場会議室）
	6 / 1 0 ～ 1 4	町議会 6 月会議（議場）
	6 / 1 4	町少年の主張大会（あぶたふれ合いセンター） 教育委員会第 2 回臨時会（役場会議室）
	6 / 1 6	町学校保健会議（健康福祉センター）
	6 / 1 9	虻田小運動会（虻小グラウンド） とうや小・洞爺保育所合同運動会（とうや小グラウンド）
	6 / 2 1	定例教頭会（役場会議室）
	6 / 2 6	洞爺産業まつり（水の駅付近湖畔）
	6 / 2 9	胆振管内臨時道立学校長・教育長会議 （むろらん広域センタービル）

日 程 第 4

【 報 告 事 項 】

・ 報告第8号

- 7 / 5 虻田馬頭観世音碑保存協賛会（歴史公園）
- 7 / 6 定例校長会（役場会議室）
- 7 / 7 北海道町村教育委員研修会（札幌市教育文化会館）
- 7 / 12 公立高等学校配置計画地域別検討協議会（室蘭市文化センター）
- 7 / 16 レークスポーツフェスティバル（洞爺地区湖畔）
- 7 / 17 地域未来塾特設塾（母と子の館）
- 7 / 18 とうや湖縄文まつり（入江貝塚公園）
- 7 / 19 定例教頭会（役場会議室）
- 7 / 20 町議会7月会議（議場）
虻田給食センター運営委員会（役場会議室）
- 7 / 21 洞爺給食センター運営委員会（いきがい交流センター）
- 7 / 22 洞爺地区戦没者追悼式（慰霊碑前）
教育委員会第3回定例会（委員会室）

遠藤教育長

続きまして、日程第4、報告事項でございます。

報告第8号、臨時代理の報告について、よろしくお願いいたします。

天野課長

1ページでございます。報告第8号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会平成28年6月会議提出、補正予算についてでございます。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。次のページをお開きいただきまして、2ページにつきましては、町長から教育委員会職務代理者岩原職務代理者宛の補正関係の意見を求めるという文書。それから、3ページにつきましては、岩原職務代理者から町長宛に補正予算に対する意見ということで、異議ない旨の報告。それから、4ページ以降が実際の補正になります。5ページをお開きください。5ページのまず、2段目。管理課の報告を先にさせていただいた後、社会教育課長の方から説明をさせていただきます。まず、歳入でございます。2段目でございます。17款、寄附金、1項、寄附金1目、一般寄附金でございます。190万円の増額補正でございますが、これにつきましては、洞爺高等学校の閉校に伴いまして、同校のPTA会等からの寄附180万円と、それから、一般寄附で10万円、これは洞爺の小・中学校の図書の充実ということで、成香の増田さんからの10万円ということで、合計190万円の寄附をいただいたものでございます。続きまして、中段、3、歳出に入ります。10款、教育費、1項、教育総務費、3目、諸費でございますが、これは18節、備品購入費で10万円の増額補正をしてございますが、先ほど申した10万円の寄附金ということで、成香地区の増田さんからいただいたもので、洞爺小・中学校の図書の充実ということで、10万円、歳出の方で

組んだものでございます。続きまして、４目、教員住宅管理費、１１節、需用費で５３万円の増額補正を組んでいるところでございますが、これにつきましては、虻田中学校の教頭住宅の浴槽、それから、水回り等の修繕ということで、５３万円の修繕費を組んだものでございます。続きまして、２項、小学校費、１目、小学校管理費でございます。１８節、備品購入費５０万円組んだところでございますが、６ページにまいりまして、一番上の右側でございます。１８節でこれにつきましても５０万円につきましては、洞爺高校のＰＴＡ等からいただいた１８０万円のうちの５０万でございます。とうや小学校の屋外音響機器購入に５０万ということで組んだものでございます。続きまして、３項、中学校費、１目、中学校管理費、１８節、備品購入費で５０万円。これにつきましても、洞爺高等学校のＰＴＡ等からの寄附ということで、これにつきましては、洞爺中学校の管理用備品購入ということで、５０万円を組んだものでございます。それから、そのページの１番下、最後でございます。５項、保健体育費、３目、給食施設費、１８節、備品購入費で２０万円の増額補正を組んでございますが、これにつきましても、洞爺高等学校のＰＴＡ等からの寄附ということで、２０万円、厨房備品購入ということで、食缶６リットルのものを５個、それから、８リットルのものを１つ、それからキッチンワゴン１台ということで、これを購入するために２０万の増額補正を組んだというものでございます。補正に関わる管理課の部分は以上でございます。

永井課長

５ページに移っていただきまして、歳入、国庫負担でございます。１４款、国庫支出金、２項、国庫補助金、７目、教育費国庫補助金で、５節、社会教育費補助金でございます。４５９万２千円の歳入の補正でございます。まず、一つ目としまして、集落活性化推進事業費補助金でございますが、これにつきましては、洞爺地区の公民館の解体事業に伴います国庫補助金の交付決定による、歳入予算の計上でございます。２５３万３０００円。それともう一つございますが、学校家庭地域連携協力推進事業費補助金でございます。事業内容といたしましては、地域未来塾の実施に伴います学習支援機器の整備のための補助金となっております。補助率につきましては、１０分の１０でございます。２０５万９０００円でございます。６ページでございます。歳出でございますが、３段目の１０款、教育費、４項、社会教育費、２目、社会教育奨励費でございます。１２節、役務費２６万８０００円、１８節、備品購入費、２０５万９０００円でございます。これにつきましては、地域未来塾に係ります学習支援を促進するために必要な機器整備のための国の補助金交付決定に伴います補正予算の計上でございます。事業内容といたしましては、これまでの長期休み等の未来塾実施のほか、虻田地区、洞爺地区、両地区での常設開催など、効果的な運用を図っていくものでございます。これによりまして、小・中学生の基礎学力の向上。あるいは、学習習慣などに取り組むものでございます。機

・ 報告第 9 号

器の整備につきましては、iPad 2 6 台を主に電子黒板等の整備を図るものでございます。それと、その下の 3 目、社会教育施設費でございます。これにつきましては、補正額はゼロでございますが、財源内訳の財源補正となっております。洞爺地区公民館の解体事業に係ります、国庫補助金交付決定によりまして、財源内訳の変更に伴う補正となっております。社会教育、以上でございます。

遠藤教育長

ただ今、報告第 8 号、臨時代理の報告がございましたが、内容等について質疑等あれば、皆さまの方からお願いしたいと思います。ございませんか。

《「ありません」という人あり》

承認をいただいたということで、次に報告第 9 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況をお願いします。

天野課長

7 ページになります。報告第 9 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況についてでございます。管理課所管の各種事務事業の取組状況について。すいません。「取扱」となっています。「取組」に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。取組状況について、次のとおり報告をするものでございます。一点目でございます。公立高等学校配置計画案についてでございます。去る、6 月 7 日、北海道教育委員会は平成 2 9 年度から 3 1 年度に係る公立高等学校配置計画案と、平成 3 2 年度から平成 3 5 年度までの見通し案の公表をしたところでございます。胆振西学区に関しては平成 3 1 年度に室蘭工業高等学校で 1 学級減と、学科は検討中とされているところでございます。学区の検討事項として、平成 3 2 年度以降、平成 3 5 年度までに中卒者が 1 8 9 人減少することが見込まれることから、4 年間で 3 から 4 学級相当の調整が必要。これまでの調整の状況や、学校・学科の配置状況を考慮し、室蘭市内や登別市内において、定員調整の検討が必要。また、伊達市内において、欠員の状況や望ましい学校規模を下回る学校があることを考慮し、再編を含めた定員調整の検討が必要となっているところでございます。胆振西学区では 7 月 1 2 日に開催されましたが、今後、各地域での検討協議会の協議内容等を参考に、9 月には計画決定の予定となっているところでございます。なお、示された西胆振学区高校配置計画案は次のページの表のとおりとなっているところでございます。表の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、2 つ目の報告でございます。姉妹都市との中学生交流日程についてでございます。姉妹都市箱根町との中学生交流事業日程を次のとおり報告をするものでございます。9 ページをご覧ください。今回、洞爺湖町から箱根町へ行く日程でございます。7 月 2 7 日水曜日から 2 9 日までの 2 泊 3 日でございます。人員は 8 名ということで、虻田から男子 1 名、女子 2 名。洞中から男子 1 名、女子 2 名と、それから、引率で団長の虻田

中学校久保校長先生。それから、役場洞爺総合支所の山崎庶務課長の2名が引率ということで、一緒に同行いたします。ちなみに訪問は今年で48回目となるところでございます。7月27日訪問いたしまして、その日は、箱根町の中学校に到着して歓迎式、その他、宮ノ下富士屋ホテルでの西洋ランチクラシック体験、次の日が主な交流の日程となっておりまして、郷土資料館、それから、芦ノ湖遊覧、箱根駅伝ミュージアム見学、それから、箱根関所でのわらじ歩き体験など、箱根町の中学生の皆さんとそれぞれ交流。それから、史跡名所を巡って学習をしていくということでの予定でございます。29日の18時30分ごろ帰ってくるという予定になっているところでございます。10ページになります。10ページは箱根町からこちらに来る来町の日程でございます。来町につきましては、今年で50回目ということになります。2回違うのは、有珠山噴火のために、私も2回行けなかったということです。来町につきましては、8月1日月曜日から8月3日水曜日まで2泊3日でございます。8月1日の来町初日なのですが、1時10分から歓迎式を防災研修ホールで行いますので、委員の皆さんにおかれましては、都合がもしよければ、一緒に歓迎式に出席をいただければということをお願いをしたいと思います。歓迎式後、ホタテの養殖見学、農協の雪蔵の野菜貯蔵施設見学、レイクヒルファームで見学。それから、2日が主な交流日程で、サミット記念館見学、洞爺湖畔でのカヌー体験等、午後からは虻田中学校を訪問して、それぞれ交流を深めていただくと。その後、入江貝塚等の見学、それから、西山火口散策、火山科学館ビジターセンター見学等とちょっと盛りだくさんですけども、こんなことで交流を図っていきたいということで、翌日3日、帰町という予定になっているところでございます。管理課所管の各種事務事業の取組状況については以上でございます。

遠藤教育長

報告第9号、管理課所管の各種事務事業の報告でございました。

何かご確認等ございますでしょうか。

«「ありません」という人あり»

次に、報告第10号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況についてお願いいたします。

永井課長

11ページになります。報告第10号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況につきまして、次のとおり報告をするものでございます。まず一点目でございますが、洞爺湖町少年主張大会の開催について、6月14日、虻田ふれ合いセンターにおきまして、今年度の洞爺湖町少年の主張大会が開催されております。町内中学校から選抜された4名の中学生が参加されまして、それぞれ定めたテーマで発表しております。今回は温泉中学校の閉校に伴いまして、2校の中学校から4名となっておりますが、各種会議の席上でも、もうちょっと生徒さんも増やしてほしいというご意見

がございました。改善していきたいと思っております。それで、最優秀に輝いたのは洞爺中学校2年生の佐長礼弥君でございます。佐長君につきましては、7月20日に開催の少年の主張胆振地区大会に出場をさせていただきます。

2つ目でございますが、洞爺湖町社会教育委員の委嘱について、任期満了に伴いまして、4月1日付けで15名の方々の委員を委嘱しております。委員長には毛利納氏、副委員長には夏目與市氏が、それぞれ就任しております。

12ページでございます。三つ目でございますが、洞爺湖町スポーツ推進委員の委嘱について、任期満了に伴いまして、4月1日付けをもって次の方々に委員を委嘱しております。委員長には依田信之氏。副委員長には以西隆一氏がそれぞれ就任しております。

13ページになります。4点目、地域未来塾の実施についてでございます。学校外における小・中学生の学習支援の場である地域未来塾につきましては、昨年度、大学生や教員OBなど地域住民の協力をいただきまして、長期休み等を利用して行っております。今年度につきましては、常設開催といたしまして虻田地区につきましては、あぶた読書の家を会場に小学生を対象に週2回、洞爺地区においても、小・中学生を対象に毎月1回の開催として、既に6月から実施をしております。7月17日、日曜日には、今年度第1回目の特設塾を開催しております。この日につきましては、小学生対象ということで、国語・算数の学習のほか、コミュニケーション能力を養うドイツゲームも実施し、参加した小学生は楽しく充実した1日を過ごされておりました。今後も学校、地域、家庭と一層、連携をしながら、小・中学生の学習機会の提供と充実を図ってまいります。

5点目でございますが、第8回の縄文まつりの開催についてでございます。町内にあります史跡入江・高砂貝塚への関心と理解をより一層深めていただこうと、今年第8回目になります縄文まつりが、7月18日、入江貝塚公園を会場に開催をしております。会場では弓矢や、槍投げ競争をはじめ、火起こし体験、鹿の角を使いました工作等、縄文を体験できるコーナーなども盛況で子どもたちが賑わいを見せておりました。この開催に当たりまして、アプタフレナイの会、入江4区、本町6区自治会、洞爺湖レクリエーションクラブ、虻田郷土研究会の皆様をはじめ、多くの方々のご協力をいただきましたことに心より感謝を申し上げるところでございます。今後とも、町民の皆様に縄文文化に対する関心を高めていただけるよう、取り組んでまいります。

6番目でございますが、ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアーでございます。香川県三豊市との少年交流事業、フレンドリーツアーでございますが、今年23回目を迎えます。三豊市からの訪問団でございますが、7月29日から8月1日までの4日間、児童15名、引率3名が洞爺湖町に訪れます。交流内容につきましては、別紙のとおり添付してございます。

なお、洞爺湖町からは11月の18日から21日までの日程で、児童11名が三豊市の方へ訪問を行う予定となっております。14ページ、15ページの日程でございますが、読み合わせの方は割愛させていただきます。なお、今回の訪問団の歓迎式とお別れ式がございますが、委員の皆様には、案内の文章をお配りしますので、お時間ありましたら是非、出席いただきますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

遠藤教育長

はい。ありがとうございます。

ただ今、報告第10号、社会教育課所管の各種事務事業がございましたが、何か皆様から確認等ございますでしょうか。

少年の主張大会が20日に胆振大会がございまして、胆振管内10名の参加で、男子が1名だけ。佐長君だけってということで結果はちょっと残念ながら3位までには入らなかったということで報告を受けているところでございます。追加で報告をさせていただきます。

吉田委員

全道大会までとかつながる大会なのですか。

永井課長

はい。

遠藤教育長

皆様の方から何かございませんでしょうか。

吉田委員

地域未来塾についてなのですけども、本当に素晴らしい試みだと思うのですけれども、この目的は小・中学生の学習支援ということをうたっているのですが、やはりこの管轄としては今後も管理課というよりも社会教育の方でということになっていくのでしょうか。

永井課長

学校外のものですから、社会教育の方で事業を組ませていただいています。

遠藤教育長

胆振教育局、道教委もやはり社会教育の分野で進めてございますので、それに合わせていきたいという風に考えております。

その他ございませんでしょうか。

岩原委員

確か地域未来塾の方なのですが、虻田地区は週2回、それから、洞爺地区は月1回、これの何か2回と1回の分け方には何か意味合いがあるのでしょうか。

永井課長

はい。6月から実施を進めて、常設の取組として、去年とはちょっと違った形でやっているのですけども、まず、虻田地区週2回というのは、会場はあぶた読書の家でやっているものですから、場所的にはそんなに子ど

・ 報告第 1 1 号	もたちを集められないというか、スペースの問題がありますので、小学生の低学年と高学年に分けまして、曜日を決めて週 2 回という実施。それと洞爺地区については、今まで親子塾っていいですか、取り組みはされていたのですが、子どもたちの父兄の方々が。それに未来塾がのせていただきまして従来の学習形態のほかにこういったタブレットなど電子機器を使った取組という形で実施をさせていただいております。 岩原委員 はい。 遠藤教育長 その他ございますでしょうか。よろしいですか。 « 「ありません」 という人あり » それでは、次の報告第 1 1 号にいきます。報告第 1 1 号、洞爺湖町学校給食運営委員会委員の委嘱について、よろしくお願いします。 天野課長 1 6 ページでございます。報告第 1 1 号、洞爺湖町学校給食運営委員会（虻田・洞爺）委員の委嘱について、洞爺湖町学校給食運営委員会（虻田給食センター、洞爺給食センター）の委員を委嘱したので、次のとおり報告をするものでございます。虻田給食センターにおいては、それぞれ記載のとおりで、委員長に角田隆志氏。それから、副委員長に登坂恭之氏が選任されてございます。また、洞爺給食センターにおかれましては、次の委員を委嘱し、委員長に平尾篤氏、副委員長に山下文人氏が選任されているところでございます。任期につきましては、両運営委員会とも 2 8 年 6 月 1 日から平成 3 0 年 5 月 3 1 日までとなっているところでございます。以上でございます。 遠藤教育長 報告第 1 1 号、洞爺湖町学校給食運営委員会委員の委嘱についてでございます。 皆様から何か確認等の質疑ございますでしょうか。 « 「ありません」 という人あり »
・ 報告第 1 2 号	それでは次にいきます。報告第 1 2 号、平成 2 7 年度洞爺湖町学校給食会計決算について説明をお願いいたします。 天野課長 1 7 ページでございます。報告第 1 2 号、平成 2 7 年度洞爺湖町学校給食会計決算についてでございます。平成 2 8 年度第 1 回洞爺湖町学校給食運営委員会を開催し、平成 2 7 年度洞爺湖町学校給食会計決算について承認されたので、次のとおり報告をするものでございます。1 として給食会計収支決算についてでございます。（1）収入状況でございます。虻田給食センターにつきましては、収入合計調定額は 2, 7 3 5 万 4 0 0 0 円に対し、収入済額、同額の 2, 7 3 5 万 4 0 0 0 円ということで、収納率 1 0 0 %でございます。また、洞爺給食センターにおきましても、収入調定

日 程 第 5 【 議 決 事 項 】 ・ 議案第25号	額は801万4000円に対して、収入済額、同額の801万4000円ということで、こちらも収納率100%ということで両センターともずっとしばらく続いているところでございます。 (2) 収支状況でございます。虻田給食センターにつきましては、収入総額2,735万4000円、支出総額2,734万8000円で差引き6,000円ということで、この6,000円は次年度への繰り越しとなります。それから、洞爺給食センターにおきましては、収入総額801万4000円、支出総額801万円で差引き4,000円で、この4,000円は次年度へ繰越しというような決算状況になっているところでございます。 2として、虻田給食センター学校給食運営委員会会議議案は別紙1のとおり。 それから、3、洞爺給食センター学校給食運営委員会議案別紙資料2のとおりということで、こちらについては、ご説明した収支決算等、円単位まで入れてございますので、後ほどご覧をいただければと思います。以上でございます。 遠藤教育長 報告第12号、平成27年度洞爺湖町学校給食会計決算について説明ございました。 皆様から確認等の質疑ございますでしょうか。 «「ありません」という人あり» ちなみに、別紙についてございますけども、昨日、一昨日と2ヶ所でそれぞれの運営委員会を開催して、全て承認等をいただいておりますので、ご報告いたします。併せて、今年度も先ほど課長からもありましたが、給食費、100%完納でございます。保護者の皆様、それから、教職員の皆様に本当に感謝申し上げますとともに、担当者本当に頑張ってもらったなという思いでいっぱいでございます。 遠藤教育長 それでは次に、日程第5、議決事項でございます。 議案第25号、第2次洞爺湖町教育目標と教育ビジョン策定委員会設置要綱の制定についてでございます。 事務局から説明をお願いいたします。 天野課長 18ページでございます。議案第25号、第2次洞爺湖町教育目標と教育ビジョン策定委員会設置要綱の制定についてでございます。第2次洞爺湖町教育目標と教育ビジョン策定委員会設置要綱を次のように定めるものでございます。初めに、この制定の理由でございます。今、第1次で定められている洞爺湖町教育目標と教育ビジョンにつきましては、平成19年から平成28年度、本年度までの10年間の計画となりまして、本
---	--

年度が終了ということになりますので、新たに計画期間を平成29年度から平成38年度とする、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンを策定するために、この委員会設置要綱を制定するものでございます。それでは、第1条でございます。第1条は「目的」でございます。この要綱は人口減少やグローバル化の進展、情報通信技術の発達など、社会情勢が急激に変化するなかで、洞爺湖町の未来を担う子どもたちが心豊かにたくましく成長し、全ての町民が健やかで充実した生活を送ることができるよう、生涯学習の推進に向け、これらの洞爺湖町の教育の方向性などを示す第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン（以下「教育目標と教育ビジョン」という。）を策定するため、策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織運営等について必要な事項を定めたものでございます。第2条は「所掌事項」で委員会は教育長の諮問に応じ、教育目標と教育ビジョンについて必要な事項を審議し、答申を行うものとして定めてございます。第3条、「組織」でございます。委員会は委員12名以内をもって構成すると、委員は次の掲げる者のうちから、教育長が委嘱するということで、第2項第1号で学校教育関係者、第2号で社会教育関係者、第3号でPTA関係者、第4号でその他教育長が認める者ということで定めているものでございます。19ページに参ります。第4条、「任期」でございます。委員の任期は委嘱した日から当該諮問に係る審議が終了までとすると定めてございます。第5条、「委員長及び副委員長」でございます。委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により、選任するものでございます。第2項でございます。委員長は、委員会を代表し会務を総理する。第3項、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理すると定めてございます。第6条、「会議」でございます。委員会の会議は委員長が招集しその議長となる。第2項、委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する、第3項、委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものでございます。第7条、「委員以外の者の出席等」でございます。委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができると定めてございます。第8条、「部会」でございます。委員会が必要に応じ部会を置くことができる。2項、部会に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものと定めてございます。第9条、「庶務」でございます。委員会の庶務は、管理課において処理することとするものでございます。第10条、「その他」でございます。この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定めるものでございます。附則でございます。1、この訓令は、平成28年7月25日から施行する。それから、2、「招集の特例」でございます。この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集するということを定めてございます。要綱の制定の内容は今、説明したとおりでございますが、な

お、本日の会議で当初、定例会の議案ということで、ご通知申し上げてございました中に諮問というものがあつたかと思います。諮問として第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョンについて、策定については、この本要綱制定の、今、ご説明した2条の中に、教育長が諮問をするということになってございますので、この要綱の議決をいただいた暁には、同じものを2回議決を要することはないので、当初、ご連絡申し上げていた議案の諮問については、取下げをさせていただきたいと思います。了承いただきたいと思います。以上でございます。

遠藤教育長

議案第25号、第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン策定委員会設置要綱の制定について説明がございました。

皆様から質疑があればお受けしたいと思います。

吉田委員

第1次が平成19年ということですけど、これは教育基本法というか、法律で定めなければならないということなのですか。

天野課長

これは法律事項で定めるものではないのですが、基本的に法律に定めるものといったら、もっと細かくなっているものですから、全国、大きな市などは法律に定める計画にしているのですが、町村ではどちらかという、こういう目標だとかということで法律によらない感じで、ある程度似かよったものを定めるということになっていますので、同じような形のものを定めていくという方向でやっていきたいということでございます。

吉田委員

ちょっと気になったものですから、さっき、iPadで前回の開いてみてその文言見てみたんですけど、非常に崇高な言葉が並んでいて、これはどういう風に解釈すればいいのかなっていう感じの中身だったものですから、もしかして、これは法律で定めなければならないので、こういう風になっているのかなと思って、今ちょっとお聞きしたのですが。

天野課長

元々、合併したときに旧虻田町も旧洞爺村も、こういう目標というものを持っていて、それを合併したときに一つの目標にするということで、平成19年に作って、新たに洞爺湖町としたということで、それぞれ目標を持ってやってきていますので、同様な考えを踏襲して、今後10年間にしていきたいということです。

遠藤教育長

その他ございますでしょうか。

《「ありません」という人あり》

それでは、議案第25号、第2次洞爺湖町教育目標と教育ビジョン策定委員会設置要綱の制定について、承認することで、よろしいでしょうか。

《「ありません」という人あり》

議案第25号、第2次洞爺湖町教育目標と教育ビジョン策定委員会設置要綱の制定について、承認といたします。

なお、今後のスケジュール案、簡単に説明していただけますでしょうか。

天野課長

この設置の議決をいただいてから委員の募集だとか、公募のお願いという形が本来なのですが、今年中に策定をしたいということで考えているものですから、実は今回の7月の広報に合わせて、公募をさせていただいてもらっています。それで、今後のまず、委員の構成ですが、学校関係者につきましては、校長会から1名、教頭会から1名、それから社会教育関係者につきましては、社会教育委員から1名、町の体育協会から1名、町の文化団体協議会から1名、とうや文化協会から1名、ウィメンズネットワーク、女性団体から1名、それからPTA関係者は洞爺湖町PTA連合会から2名ということで、これは洞爺地区と虻田地区それぞれ1名ずつお願いいたしますということで、ご依頼申し上げてございます。その他教育長が認める者ということで、ここを公募委員3名ということで、今回広報に合わせて、募集、公募をかけたという状況になっているところでございます。それから、今後の予定でございますが、できれば、今月末から来月上旬に1回目の委員会を開いて今後のものをつくっていききたいということでございますが、今後、これらビジョン策定に当たってアンケートを町民に実施していききたいということでアンケート調査、それからアンケートの集計を、8月中旬くらいまでにできればしていきたいなということ。2回目を8月の中旬くらい、9月以降ですね、3回、4回、5回と続けて5回ないし6回くらいの策定委員会を開催して10月、11月で整理して、12月中までには、この計画の案をつくると、来年1月に町の計画になりますので、町民からのパブリックコメントを1か月間いただく必要がございますので、1月中旬過ぎて、意見があればそれらに関する調整を2月中にして、3月中に完成をさせて4月以降、新しいこの目標の施行という方向で持っていきたいと現在考えているところでございます。スケジュール案でございますが、以上でございます。

遠藤教育長

スケジュール案についてもお話ございました。

そういうことでご了承いただきたいなと思ってございます。

又、これについては、随時皆様に報告をしていきたいと思ってございます。お願いいたします。

・ 議案第26号

それでは次、議案第26号、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いについての全部改正について、説明の方をお願いいたします。

天野課長

それでは、20ページになります。議案第26号、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いについての全部改正についてでございます。評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いについて、平成20年洞爺湖町教育

委員会教育長訓令第2号の全部を次のように改正するものでございます。この全部改正の改正理由でございます。これにつきましては、新しい学校職員人事制度評価というもの、この平成28年4月1日からスタートするというものに関わるものでございます。平成26年に地方公務員法の一部が改正されまして、地方公務員について、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を評価した上で行われる人事評価制度を実施することが定められたということで、これらにつきましては、その学校職員の人事評価制度の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱い、これにつきましては、平成20年3月25日に北海道教育庁総合政策教育長決定の取扱いが定められてございますが、今回の法改正によって、同じように一部改正されまして、この4月1日から施行されることに伴い、私どもで今まで制定していたこの訓令を合わせるように、全部改正を行うという趣旨のものでございます。要綱の全部改正につきましては、学校職員の人事評価に対する苦情の関係のあったときの取扱いはちゃんと各市町村教委でしなさいというものの通知があったことに伴う改正のものでございます。それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきます。26ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正案でございます。まず、「趣旨」でございます。下線が全て全部改正ですので、改正文全部下線引いてございます。改正案でございます、第1条、「趣旨」です。この取扱いは、市町村立学校職員の人事評価に関する要綱（平成18年3月31日、北海道教育委員会決定。以下、「道要綱」という。）第11条に基づき、洞爺湖町立学校職員の評価結果（以下、「評価結果」という。）に対する苦情の申出及びその取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。第2条、「苦情の申出等」ということで今までは、北海道教育庁の総務政策局長決定の規定を準用するという書き方をしてございましたが、実際に苦情を新しい制度になりまして、実際に面談したり色んな細かいことが定められていまして、今まで苦情はありませんけれども、今後その苦情が出ることも十分想定されますので、準用だけは、取扱いを教育委員会職員が間違っただけで困るので、この町の訓令で、ある程度しっかり定めるということで間違いないように、取扱うために、準用をやめて、必要なものを全て落とし込んでいったということでの定めになっているものでございます。第2条、「苦情の申出等」ということで、道要綱第8条の規定により、評価結果の開示を受けた者が評価結果に苦情（相談を含む。以下、同じ）があるときは、教育長に対して、苦情の申出をすることができると。第2項につきましては、苦情の申出は評価結果に対する苦情申出書別記様式第1号により行うものと。ただし、相談にあつては、電話等によることができると。3項でございます。苦情の申出があった場合は、教育長は評価者に対して評価シートの写しを提出させることができる。第3条の「申出等の期間」でございますが、苦情の相談は、評価結果の開示があった日の翌日から起算して7日以内に限り行うことができる。2項、苦情の申出は、苦情の相談が終

了した日の翌日から起算して7日以内に限り行うことができると。第4条、「調査員」でございます。苦情の申出及び相談の内容を調査するために職員を置くと。2項でございます。調査員は管理課職員の中から教育長の指名した者をもって充てる。3項でございます。調査員は前条の規定により苦情の申出を行った者が評価者から事情を聴取する等の調査を行い、調査結果を教育長に報告するものとする。第5条は「苦情対応決定通知書」でございます。教育長は前条の規定により報告を参考にし、苦情に対する苦情の対応決定通知書と別記様式第3号及び別記様式第4号により、申出者及び評価者にそれぞれ通知をするものとする。第6条、「評価シートの提出等」ということで、教育長から再評価の指示、指導を受けた評価者は、教育長が指定する日までに申出者について、再評価し、評価シートの写しを教育長に提出するとともに、申出者にその結果を開示しなければならない。それから、第7条、「守秘義務」でございます。調査員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容その他苦情処理に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。第8条、「不利益取扱い」ということで、調査員や苦情処理に係る事務に関した職員は、苦情の申出をしたことを理由に、不利益な取扱いをしてはならないと定めているところでございます。28ページになります。第9条、「庶務」でございます。苦情に対する対応は管理課が行う。第10条、「その他」でございます。この取扱いに定めるもののほか、苦情の申出及びその他の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定めるものと定めてございます。それでは、21ページに戻ってもらいまして、附則でございます。この訓令は、平成28年7月25日から施行するということで定めてございます。なお、22ページから25ページまでにつきましては、それぞれ必要とする様式の定めをしているものでございます。以上でございます。

内容につきましては、道から通知の受けたものを概ね、そのように落としてございますので、なるべく漏れのないようにということで道と同じ規定をなるべくしたという内容になってございます。以上でございます。

遠藤教育長

議案第26号、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いについて、今、説明がございました。

質疑等あればお願いいたします。

《「ありません」という人あり》

それでは、議案第26号、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いについて、承認することで、よろしいでしょうか。

《「はい」という人あり》

議案第26号、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いについて、承認いたします。

それでは次、議案第27号、洞爺湖町教育委員会会議規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

・ 議案第27号

・ 議案第 28 号	天野課長 それでは、29ページになります。議案第27号、洞爺湖町教育委員会会議規則の一部改正について、洞爺湖町教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。この改正の理由でございます。平成26年法律第76号で公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されてございますが、これにより、当町の教育委員会会議規則等の改正を昨年度、かなりの改正をしたところですが、一部改正漏れがありましたので、その一部について、所要の改正を行いたいということで、提案をさせてもらったものでございます。30ページをお開きください。新旧でございます。前回の会議の時に、ちょっと口頭でも話したのですが、第3条のうち、委員長職務代理者のところ、すいません。右側委員長になっていますが、教育長職務代理者の指定となってますが、実際は教育長職務代理者の指名でした。見出しがちょっと一部直っていなかったということで、そこを直すということで、改めるということにさせていただきたいというものでございます。29ページの附則でございます。この附則は、公布の日から施行するということで、第3条見出中「指定」を「指名」に改めるというような改正でございます。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。 遠藤教育長 議案第27号、洞爺湖町教育委員会会議規則の一部改正についてでございます。 ご質疑等ございますでしょうか。 特に文言の訂正ということで、ご理解いただいて、議案第27号、洞爺湖町教育委員会会議規則の一部改正について、承認することで、よろしいでしょうか。 «「ありません」という人あり» 議案第27号、洞爺湖町教育委員会会議規則の一部改正について、承認といたします。 それでは次、議案第28号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の改正についてでございます。よろしくお願いいたします。 天野課長 31ページでございます。議案第28号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正についてでございます。修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令を次のように定めるものでございます。この訓令の改正理由でございます。修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領（平成24年5月1日、北海道教育委員会教育長決定。）の一部が改正され、平成28年
-------------------	--

4月1日から施行されたことに伴い、同様に、町で今定めている要領の一部の改正を行うというものがこの改正の趣旨でございます。それでは、34ページ、新旧をご覧いただきたいと思います。第4でございます。「勤務日等の設定等」の3に「ただし書き」を加えたと。左側の斜線の部分でございます。「ただし、別記様式第1号により制度の適正な運用が確保され、かつ、当該担当職員が勤務時間の割振り結果を十分予知できると判断した場合は、別記様式第2号の作成を省略できるものとする。」と、これを書いてくださいと言う改正でございます。それでその前の2ページで別記様式の第1号その1、その2も改正されてございますので、これも通知があったとおり、これも改正をするものでございますが、これでしっかりわかるようであれば、別記様式の第2号というものがあるのですが、それは省略していいですよということで、そちらの別記様式第2号というのは、ちょっと細かい相当なものを書かなくてはいけないということで、先生方の事務の量が増えるので、そこは省略していいよってというような具体的にはその辺の軽減を図ったというふうに私どもは理解してございます。そういう体制になってございます。それから、31ページをお開きください。附則でございます。この訓令は平成28年7月25日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

議案第28号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正でございます。

皆様から質疑等ございますでしょうか。

ちょっと、分かりづらいかもしれません。

修学旅行に従事する先生というのは、時間が夕方終わるわけではなく、子どもたちが泊まっていくので、その時間帯を通常の時間の時に割振って、休みを取ってもらうというのを事前に定めるのですよね。それを2号では、すごい細かい時間割でやっていくのをそこまでいらないのではと。この1号を作って、わかればいいのかという話ですよね、そういう風にご理解いただければ。

来栖委員

修学旅行でこんなにいっぱい時間があるから、その分の休憩を修学旅行以外の日で取りなさいってということですか。

遠藤教育長

そうです。確か学校の先生、修学旅行行ったら、10時まで？勤務時間。

天野課長

週の本来、勤務時間って決まっているんですね。何十時間って。皆そうだと思うのですが。労働基準法があって、結局当然、オーバーしますよね。だから、本来は法律を守らなくてはいけないのですが、行事だから仕方ないので、その分ちゃんとどこかで休ませてあげなさいというものなのです。それを紙にたくさん書かないといけないので、非常に大変なまた労

